

令和7年度

農業振興支援事業のご案内 (高島市)



【こんなときに使えます】

1. 高島野菜生産振興事業	水田や畑地で継続して販売用野菜を生産する場合
	機械を借りるなどして水田の排水対策を実施する場合
2. たかしま野菜等生産拡大事業	パイプハウス整備、果樹新植改植、簡易棚（ぶどう・イチジク）の整備、根域制限栽培技術等の整備、野菜栽培機械を導入する場合
3. 学校給食野菜供給拡大事業	学校給食用の野菜を給食センターに納品する場合
4. 耕畜連携土づくり事業	家畜排せつ物の堆肥を田畑に散布する場合
5. 農薬飛散低減対策事業	病虫害防除協議会が水稻の共同防除で豆粒剤等を使用する場合

※各種補助金等については、いずれも市の予算の範囲内で交付するものです。

また、補助申請から補助事業実施までは1か月以上の期間が必要ですので、補助を検討される方は、お早めにご相談ください。

【 問い合わせ先 】

高島市農業政策課（☎0740-25-8511） 高島市農業再生協議会（☎0740-25-8185）

レーク滋賀農業協同組合 今津営農経済センター（☎0740-22-4545）

〃

安曇川営農経済センター（☎0740-32-1260）

1.高島野菜生産振興事業

お問い合わせ先：高島市農業再生協議会

①野菜生産拡大事業

水田等を活用し、あらかじめ3年間の生産計画を立てて販売用野菜を生産する場合、新たに取り組む面積に応じて助成します。

（過去に助成金を受けた方でも、栽培面積を拡大して生産する場合は対象になります）

- ・水田野菜、畑作野菜のいずれも“は種前”に申請してください。
- ・実績報告時には、販売先の販売証明書等が必要となります。
- ・同一ほ場で2作以上生産する場合は、2作までが対象となります。



【水田野菜】

【助成要件】……………販売を目的に、継続して水田で野菜を生産すること。
新規に取り組む方は前年度から3年間で3a以上の拡大を行うこと。
過去に助成を受けた方は、助成対象となった面積から3年間で3a以上の拡大を行うこと。

【助成単価】……………年間30,000円/10a（上限額60万円/年）

【助成対象者】……………農業者（個人・団体を問わず）、就労支援を行う団体等

【対象作物】……………販売用野菜（全般）

Check !

新規の方も3a以上の拡大から対象です。
また、毎年の拡大要件がなくなりました！

【畑作野菜】

【助成要件】……………販売を目的に、継続して畑地で野菜を生産すること。

【助成単価】……………1～2年目：年間5,000円/10a（上限額10万円/年）

3年目：年間20,000円/10a（上限額40万円/年）

【助成対象者】……………農業者（個人・団体を問わず）、就労支援を行う団体等

【対象作物】……………販売用野菜（全般）



Check !

3年目は20,000円/10aです！
また、販売用野菜であれば、すべて対象です！



②水田畑地化対策事業

排水対策専用の機械を活用し、販売用野菜の生産を含む水田の乾田化を行う場合、経費の一部を助成します。

【対象経費】……………販売用野菜1a以上を含む畑作物栽培用農地に、機械を使って排水対策を行う場合における機械借上料や、作業委託料

【助成金額】……………総事業費における自己負担額の1/2以内（上限額1,500円/10a）

【助成対象者】……………農業者（個人・団体を問わず）、就労支援を行う団体等



Check !

販売用野菜1a以上が含まれていれば、**麦・大豆・そば**などの畑作物のための農地にも使えます！

2.たかしま野菜等生産拡大事業

お問い合わせ先：
高島市農業政策課

野菜等園芸作物の周年栽培のためのパイプハウスの整備や、果樹全般の苗木の新植や改植を行う場合、その費用の一部を補助します。

パイプハウスの整備・先進技術導入

- ① 1棟 50㎡以上のパイプハウスを新たに整備し、栽培規模を拡大する場合、費用の一部を補助します。（ただし、水稻の育苗ハウスやハウスの更新は対象外です。）
- ② パイプハウス内で少量土壌培地耕等の先進技術を導入する場合、費用の一部を補助します。

【補助対象者】……農業者（個人・団体を問わず）等

【補助率】……総事業費における自己負担額の1/2以内

（補助上限額①3,750円/㎡、②2,500円/㎡、限度額①②とも各150万円/事業主体）



簡易棚（ぶどう・イチジク）の整備（新設）

一定の面積（ぶどう200㎡・イチジク250㎡）以上の簡易棚を新たに整備し、栽培規模を拡大する場合、費用の一部を補助します。

【補助対象者】……農業者（個人・団体を問わず）等

【補助率】……総事業費における自己負担額の1/2以内

（補助上限額：1,000円/㎡、限度額：ぶどう50万円・いちじく62.5万円/事業主体）

根域制限栽培技術等の整備（新設）

一定の本数（ぶどう8本・イチジク200本）以上の根域制限栽培技術（灌水施設を含む）を新たに整備する場合、費用の一部を補助します。

【補助対象者】……農業者（個人・団体を問わず）等

【補助率】……総事業費における自己負担額の1/2以内

	補助上限額	限度額
ぶどう	12,000円/本	24万円
いちじく	950円/本	47.5万円



果樹の新植・改植（※国の補助事業の対象となるものは除く）



産地としての定着を目的に行う1か所5アール以上の果樹全般の新植または改植を行う場合、費用の一部を補助します。

【補助対象者】……農業者（個人・団体を問わず）等

【補助率】……総事業費における自己負担額の1/3以内

（補助上限額：100円/㎡）

野菜栽培機械の整備

野菜栽培機械の導入にかかる費用の一部を補助します。

【補助対象者】……農業協同組合、農業者で構成する団体

【補助率】……総事業費における自己負担額の1/2以内

（限度額：50万円/事業主体）

Check !

新たに簡易棚と根域制限栽培技術の整備に伴う補助金を設けました！！

3.学校給食野菜供給拡大事業

お問い合わせ先：高島市農業政策課

学校給食センターに野菜を提供する農業者を応援します！

野菜を継続的に生産する農業者を応援し、学校給食への供給拡大を図るため、学校給食センターに納品した野菜の量に応じて補助金を交付します。

【補助要件】……………野菜を生産し、学校給食センターへ供給すること。

【補助単価】……………10 アール当たり 30,000 円以内

(供給した野菜の重量をもとに、面積に換算します。)

【補助対象者】……………農業者(個人・団体を問わず)等

(例) 玉ねぎを年間1回作付し400kgを学校給食センターへ供給した場合

$\frac{400\text{kg}}{1,864\text{kg}} \times 30,000 \text{円} \div 6,430 \text{円}$ (10円未満切り捨て)
(総重量) (基準単収 10a 当り)



4.耕畜連携土づくり事業

お問い合わせ先：農業協同組合営農担当
高島市農業政策課

資源循環を図るため、畜産農家と耕種農家が連携し、家畜の排せつ物から生産された堆肥を田畑に散布した場合、その散布面積に応じて助成金を交付します。

【助成単価】

堆肥散布面積に応じて、10アール当たり3,000円を助成します。

(経営所得安定対策の耕畜連携助成対象水田は対象外です。)

【助成対象者】……………農業協同組合



5.農薬飛散低減対策事業

お問い合わせ先：
病害虫防除協議会事務局(農業協同組合内)
高島市農業政策課

各病害虫防除協議会が行う水稻共同防除において、農薬の飛散を防止するために豆粒剤・粒剤農薬を使用する場合、その防除面積に応じて助成金を交付します。

【助成単価】

豆粒剤・粒剤農薬防除(水稻のカメムシ防除)面積に応じて、
10アール当たり1,000円を助成します。

【助成対象者】……………病害虫防除協議会

